

議案第42号

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「限る」を「限る。以下この号及び第4項第1号において同じ」に改め、同条第5項中「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの

のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が記録等を電磁的記録により行うことができることとするため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。